

失レタルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ總  
合ニ由テ出スルハシ

第十二條 第八條第十條又ハ第十一條ノ申出テリ  
タルトキハ組合員名簿ヲ相當訂正  
スルハシ

第十三條 組合員凡ノ事由一ニ該當スル  
トキハ之ヲ除名スルコトアルハシ

一 組合員其他組合ニ對シテ支拂ベ  
金銀券等アリニ回以上ノ督促ヲ受ケルモ仍其ノ

義務ヲ履行セザルトキ  
ニ 組合ノ業務ヲ妨クル所信アリタルトキ  
三 犯罪其ノ他不正ノ所爲ニ依リ組合ノ信  
用ヲ毀損シタルトキ

第十四條 除名ヲ爲シタルトキハ組合ハ之ヲ本人  
ニ通知シ組合員名簿ヨリ其ノ氏名ヲ

抹消シ且除名ノ年月日ヲ記載スルハシ  
第三章 役員

第十五條 本組合ニ理事各名監事或名ヲ置

ク  
理 事ハ組合長壹名ヲ互選ス

第十六條 理 事ハ任期ハ各簡年トシ監事ハ  
任期ハ或簡年トス但再選ヲ妨ケス

補 缺選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監  
事ハ前任者ノ任期ヲ承継ス

就 職スル迄仍其職務ヲ行フモノトス